

第 11 回 大東市地域公共交通会議 議事概要

- I. 日時：令和元年 11 月 19 日（火） 14 時～16 時 30 分
- II. 場所：大東市立市民会館 3 階 304 会議室
- III. 出席者：委員 20 人（委員 3 人欠席） 及び事務局 7 人
- IV. 議題等
 - 1. 開会
 - 2. 委嘱状交付
 - 3. 委員紹介
 - 4. 本年度の検討業務について
 - 5. 大東市地域公共交通の現状及び市民アンケートについて
 - 6. 「大東市公共交通基本計画（骨子）」案について
 - 7. 東部地域乗合タクシー運行計画（変更）について
 - 8. 閉会

1. 開会

〈事務局：開会〉

2. 委嘱状交付

〈副市長による委嘱状交付及び挨拶、会長挨拶〉

【副市長】

〈挨拶〉

【会長】

〈挨拶〉

議題に入る前の確認事項として、今回の会議より、大東市全域の交通のあり方について検討していくということで、委員のメンバー構成も市民の方を中心に変更しています。様々な意見をお願いします。

3. 委員紹介

〈事務局より、委員紹介〉

4. 本年度の検討項目について

〈事務局より「本年度の検討項目」について資料説明〉

5. 大東市地域公共交通の現状及び市民アンケートについて

＜事務局より「地域公共交通の現状」及び「地域公共交通に関する市民アンケート調査結果」について資料説明＞

【委員】

高齢化が進み、交通弱者の足がなくなっている。市・府・国は行政として、どのようにして対応していくのか。区長会議、近隣市との市長会議などで議論して、コミュニティバス等の今後の方向性を考えていくべきであると思いますが、事務局の意見をお聞きしたいです。

【事務局】

大東市コミュニティバスを運行することになった発端については、敬老祝金を廃止した代わりにコミュニティバスの運行を開始している。運行当初より、高齢者が気軽に市内を移動できるようにという意図があります。

東部地域乗合タクシーについては、高齢化に伴い山側に住む方の日常の移動が難しくなってきたことと、そのために市外に転出されて空き家が増加してしまうことを防ぐため、運行を実施しました。

南部地域のコミュニティバスについては、道が狭く、路線バスが通れず、公共交通が使いにくい地区と、近鉄バス路線の廃止の影響があった地区に対して実施しました。

このように、過去は移動について要望があった地域等に対して、その都度対応して検討してきた経緯があるが、大東市としてどこまで公共交通を担っていくかを決定する基準がなかった。公共交通の運行基準を決める必要があると考えてきたが、市だけでその基準を決めるのは難しいため、このような会議を開催することとなりました。今後は、議会やパブリックコメントによる意見収集も実施していく予定です。

近隣市については共通の問題を持つ市との意見交換を積極的に行っており、北河内で共通実施できるような事業があれば実施していきたいとの考えはありますが、国への要望などは現在未定です。

【委員】

国の補助制度はありますが、限られた予算の中で運用しており、現制度では過疎地域など移動手段の確保が難しい地域で使われるような制度になっていますので、大阪府内では使えていない状況です。どこの地域でも公共交通の維持に悩んでいます。公共交通を接続可能なものにしていくには、民間路線バスをコミュニティバスが補完して効率的にすることが大事です。交通基本計画を策定する際には、地域の方々が主体となって地域の公共交通に積極的に関わっていく仕組みづくりを構築してほしいです。

【会長】

数年前に交通政策基本法が策定され、ヨーロッパでは移動権・交通権という権利が認められているため、バスの収支率が低い場合でも路線バスが運行されており、市民のコンセンサスが得られています。一方、日本では国にお金がなく実現できないという現状が続いており、法律を作っただけでは変わらなくて、国の方針が変わらないと難しいところがあると思います。

【委員】

行政の事業ということで、ある程度収支も考えなければならないと思いますが、公共交通の利用者を増やすために、どのような施策を考えていますか。

【事務局】

現在、利用促進として市で実施している施策としては、市のホームページにコミュニティバス等の利用方法を掲載したり、住道駅周辺のバス停にもパンフレットを置くなどの情報提供を随時行っています。

直近の事例としては、今年5月の市報に、市内のコミュニティバスについての特集記事を掲載したところ、問い合わせが非常に増えたため、まだまだ市民の方に知られていないことを痛感いたしました。

また、東部の乗合タクシーや南部のコミュニティバスについても、知っていただき利用促進していくことが大事であるため、利用人数等の情報をまとめたニュースレターの発行を始めました。利用が増えるように、今後も様々な発信をしていきたいと考えています。

【委員】

利便性向上についても検討してほしいです。例えば、商業施設へ停留所を設置すれば、店側からクーポン券を発行するような連携ができればよいと思います。店だけの満足だけでなく、一般の方々とも連携していくことが重要であると考えています。

【事務局】

貴重なご意見ありがとうございます。

近年は住民側からも店舗に停留所を置いてほしいという依頼があり、その停留所の利用率は非常に高いという実情があります。市民の日常生活に必要とされている公共交通を実現していくためにも、今後も連携していければと考えています。

【委員】

「地域公共交通に関する市民アンケート調査結果」の資料を見ると、「バスを利用しない理由」として“家の近くにバス停がない”という理由が多い。これに対する工夫があれば、

利用者が増えるのではないのでしょうか。例えば、タクシーのように停留所以外でも手を挙げれば停まってくれるとか、乗車時は難しいと思うが、降車するときは停留所以外でも降りてもらえるような工夫を考えてはどうでしょうか。

【事務局】

コミュニティバスの停留所は約 300m 毎に設置しています。停留所が多すぎると、目的地までの所要時間が長くなってしまう問題があります。停留所を追加する場合は、安全面を重視しながら、市民の方と協議しながら使いやすい場所を決めていきたいと考えています。

【委員】

東部の乗合タクシーで、高齢者の場合、買い物の帰りは荷物が多くて大変であるため、できればルート上の家の近くで降りることができればいいと思うが、そういったこともできないのでしょうか。鎌倉などでは、乗るときは停留所でも、降りる時は停留所以外でも降りられるような運行がされていると聞いたことがあります。

【委員】

自由に乗降する運行となると、安全が確保できるかが重要になってくる。また、ドア to ドアということになると、タクシーとの差別化ができなくなってしまう。タクシー車両でもどこでも停まれるわけではなく、安全な場所での乗降が義務付けられています。

【事務局】

鎌倉のような運行は制度としてはできますが、運行時間や利用状況等を踏まえて、大東市としてはそのような運行方法を選んでいないということです。

【会長】

住宅地内で、安全が確保されるのであれば、降りるだけの停留所を増やすなど、そういった運行も可能ではないかと考えます。ただし、運賃の問題はあります。

【委員】

道路交通法上の駐停車禁止の場所にバス停がある事例が見られますが、何が安全で何が安全でないのか、バス停の設置場所の考え方について教えていただけますか。

【事務局】

市が関わるバス停については、警察の立会いのもとで決めています。駐停車禁止のような場所でも、ここしかないというような場所では、住民との協議のうえ、地域公共交通会議に諮って決めています。

【委員】

問題があるようなバス停については、事故等の状況を分析し、実際に危ないとなればバス事業者に停留所移動について指導していくケースも考えられます。

6. 「大東市公共交通基本計画（骨子）」案について

＜事務局より「大東市公共交通基本計画（骨子）」案についての資料説明＞

【事務局】

「大東市公共交通基本計画（骨子）」については、これまでの調査などから、事務局で検討して洗い出した課題を挙げています。抜けている箇所や方針について、ご意見をいただきたいです。

今回議論いただいた内容を骨子に落とし込み、3月には基本骨子を固めて、来年度にパブリックコメント等で市民の方々からご意見をいただき、反映したうえで確定していきたいと考えています。

【会長】

交通を計画する際には、土地利用と交通を同じように議論していくことが重要だと言われています。「大東市公共交通基本計画（骨子）」には「まちづくりの基本的な方針」という項目が出ていますが、ここで土地利用についてはどのように考えていますか。

【事務局】

市の他の施策と併せて進めていくことが重要であることから、立地適正化計画に基づいて大東市の主要な地域を結ぶことを検討していくことなどは考えています。ただ、現時点で土地利用については扱いが難しいと考えているため、議論の中で具体的にご意見が出てくれば検討したいと考えています。

【事務局】

次の会議（1月）では、今日いただいたご意見を反映させた案を提示させていただき、それを基にさらにご議論をいただきたいです。それまでは随時、思いついたご意見を事務局まで寄せていただけるとありがたいです。できれば、年内にご意見をいただければと思います。

7. 東部地域乗合タクシー運行計画（変更）について

＜事務局より「東部地域乗合タクシー運行計画(変更)案」について資料説明＞

【会長】

東部地域乗合タクシーの北条南部コースと中垣内コースに関する停留所の新設及び移設、それに伴う運賃、時刻表の改定といった内容であるが、これで議決してもよろしいでしょうか。

【委員】

これらの変更について、住民代表の了解は得ていますか。

【事務局】

各停留所や路線の利用実績を区長や自治会の役員に説明し、改良が必要といったご意見があった地域に対してはワークショップを開催し、ルートや停留所に関し議論しました。また、回覧版で停留所変更に関するご意見を募り、その結果を反映した運行計画としています。

【委員】

東部地域乗合タクシーについても、オークワにバス停を設置するということだが、バス停は南部地域コミュニティバスと共同利用になるのでしょうか。南部地域のコミュニティバスは祝日運行していないため、お客様から祝日も運行してほしいとの声をよく聞きます。今回、新設される東部地域乗合タクシーでは祝日も運行するというので、祝日はこちらを利用していただくように案内してもいいでしょうか。

【事務局】

停留所は南部地域コミュニティバスとは別に設置する予定です。東部地域乗合タクシーは祝日も運行しておりますが、1便当たり3台までの運行となっておりますので、住道～オークワ間のみの予約で一杯になった場合、中垣内地域の方がご利用になれませんので、住道～オークワ間のみのご利用はできません。したがって、祝日の南部地域コミュニティバス利用者への案内もできません。

【会長】

この運行計画の変更を進めることに意義はないでしょうか。

【一同】

意義なし

【会長】

もし、この運行計画に微修正があれば会長と事務局で相談し対応したいと考えております。

万一、大きな変更があった場合は、再度会議を招集します。

8. 閉会

本日の会議内容について、不明点、質問がございましたら、事務局までお問い合わせください。本日は、ご出席、ご協力賜り、ありがとうございました。

以上